

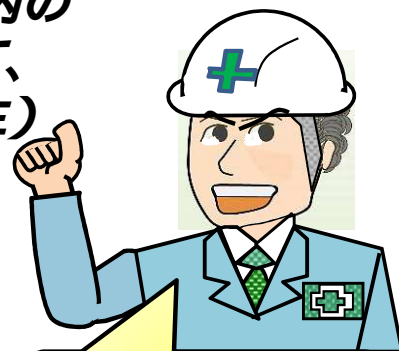
# 安全を最優先に！！ 注意警報

## STOP! 建設現場での死亡災害

平成29年7月末現在で、新宿労働基準監督署管内の建設現場で、建設用重機に関連する作業において、**死亡災害が2件発生しています。**（4月、7月に発生）

発生した死亡災害は、基本的な安全対策が行われていれば、防げたと思われるものです。

元方事業者は、あらためて現場内で定める点検・対策の徹底、安全衛生教育に取り組むとともに、作業者は作業ルールに沿った作業を行い、「全員参加」で労働災害の撲滅に取り組んでください。



現場巡視の強化を！！

### 死亡事例1 ドラグショベルによる移動中のセメント塊が落下



共同住宅新築工事における基礎の掘削作業中に、ドラグショベルを用いて掘削斜面にセメント塊を置いたところ、掘削斜面を転がり出し、掘削底面で掘削作業を行っていた被災者に激突した。

### 死亡事例2 トラッククレーンによる吊上げ中に単管パイプが落下



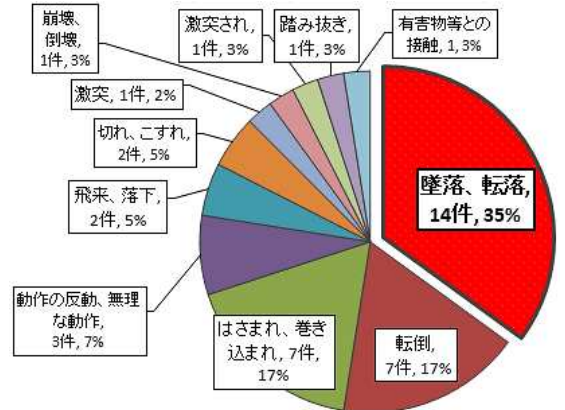
足場の材料を積載型トラッククレーンの荷台に当該クレーンを用いて、被災者がリモコン操作で吊り上げて旋回させながら荷台の方向へ歩行していたところ、吊荷の単管パイプが落下して被災者に当たったため転倒し、頭部を強打したもの

**対策：掘削箇所・吊荷の下は立入禁止！**

 **今一度！安全確認を！！**

# 「墜落・転落」が多発しています！

新宿労働基準監督署管内(新宿区・中野区・杉並区)の施工現場で発生した休業4日以上  
の労働災害では、「墜落・転落」が35%と  
トップを占めています。(足場からの墜落災害も発生)



【平成29年1～7月における建設業の災害発生状況】

墜落転落災害防止対策は建設業における  
災害防止対策の重点であるので、下記事項  
に留意して、対策の強化を図ってください。

- 様々な場所からの墜落・転落災害防止対策の推進(作業場所・作業内容に応じた対応)
- ヒューマンエラーを見据えた設備的対策の徹底(ヒューマンエラーが災害に至らない対策)
- 現場のルールの遵守徹底による不安全行動の排除(新規入場者教育・朝礼・職場巡視等で徹底)
- ハーネス型安全帯の普及(墜落によるリスクが高く、救出に時間を要する作業等で積極的に使用)

## 足場からの墜落防止対策について、今一度確認してください。 (足場の組立・解体または変更の作業に従事する者に特別教育を実施していますか?)

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

### 足場からの墜落防止のための 措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生  
しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止  
措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置\*を強化  
しました。平成27年7月1日から施行します。

\*一部規定については架設通路、作業橋台も対象に含まれます。

#### <改正のあらまし>

- 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実** ▶P2
  - ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
  - ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。
- 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要** ▶P3
 

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。
- 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要** ▶P4
 

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業橋台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。
- 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実** ▶P5
  - ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
  - ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業橋台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。
- 鋼管足場(単管足場)に関する規定の見直し** ▶P7
 

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本とすることでしたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えるときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」 ▶P7

足場を設置する事業者・元請事業者の皆さまへ

### 足場の組立・解体中に墜落する危険を減らす ための措置を積極的に採用してください

#### 「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは?

平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、  
解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つ  
の措置が必要です。

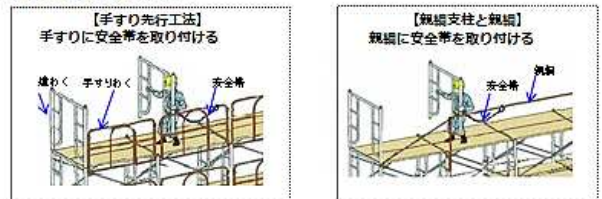
①幅40cm以上の作業床\*1を設置すること、②安全帯取付設備\*2を設置し、労働者に安全  
帯を使用させるか、これと同等以上の措置を講ずること。

ここで、安全帯取付設備には、手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建  
地、手すりなども利用することができる場合もあります。

\*1 狭小な場所など当該作業床を設置することが困難な場合を除きます。

\*2 安全帯を使用した労働者が突進しても、安全帯を取り付けた設備が影響することがなく、衝突などに該当すること  
を防止、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適切な位置に安全帯を取り付けることができるものとします。

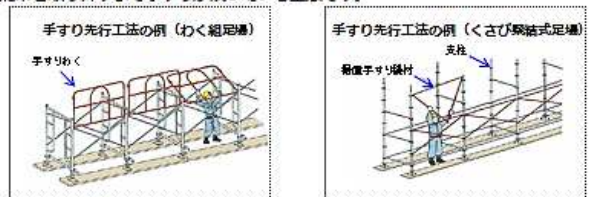
#### <安全帯取付設備の例>



#### さらに、墜落の危険を減らすためには?

#### ▶「手すり先行工法」など墜落の危険を低減させる措置を積極的に採用してください

組立て・解体時の墜落防止措置として効果の高い方法の1つが手すり先行工法です。  
足場の組立時作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも  
作業床を取り外すまで手すりが残っている工法です。



厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を平成21年に策定し、  
手すり先行工法による墜落防止の措置の普及・定着に取り組んでいます。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。 [足場からの墜落防止対策強化](#) [検索](#)